

宜野湾市ふるさと応援寄附条例

平成 21 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、宜野湾市のまちづくりを応援したい個人その他団体から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を各種事業に反映させることで、住民参画による魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業区分)

第 2 条 前条に規定する寄附金を財源としておこなう事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育・文化に関する事業
- (2) 健康・福祉に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 交流・産業振興に関する事業
- (5) 基地対策に関する事業
- (6) その他市長がまちづくりに必要と認める事業

(寄附者による使途指定)

第 3 条 寄附者は、前条各号に掲げる事業のうち、自らの寄附の使途としてあらかじめ事業を指定することができる。

2 前項に規定する使途の指定がない寄附金については、市長がその使途を指定するものとする。

(基金の設置)

第 4 条 第 2 条に規定する事業に充てるために寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、宜野湾市ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附者への配慮)

第 5 条 市長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用にあたっては、寄附者の意向が十分反映されるようにしなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 寄附者から收受した寄附金は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第10条 基金は、第2条の規定を達成するための事業経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。